

令和2年度事業計画

農業の担い手の減少と高齢化の進行、遊休農地の増加等、農業・農村を取り巻く厳しい状況のなか、TPP11、日欧EPAに加えて本年1月から日米貿易協定が発効し、国内農業生産への影響も懸念される。

農業委員会組織は、地域農業の維持・発展を図るため、改正農業委員会法に基づく新体制のもとで、地域の合意形成活動に積極的に参画するなど、①農地中間管理機構と連携した農地の利用集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進等による担い手育成等の「農地利用の最適化」の推進に一丸となって取り組み、期待される役割を果たさなければならない。

県においては、人・農地プランの実質化や農地中間管理事業の推進等による農地の有効活用対策に加え、法人化支援や多様な農業の担い手対策を積極展開し、農業の経営基盤の強化を進めることとしている。

本会は、公益社団法人兵庫みどり公社（農地中間管理機構）との統合・再編を見据えつつ、県やJAグループ等の関係機関・団体並びに農業委員会組織相互の連携をより一層密にし、農業委員会ネットワーク機構として諸事業に取り組む。

I 重点事項

- (1) 農業委員会組織の活動体制の整備・強化と農地中間管理機構との連携の促進
- (2) 農地利用の最適化に向けた人・農地プランの策定・見直しの推進、農地の利用集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消、農地台帳の整備・公表等の取り組みの推進等による優良農地の確保と有効利用の促進
- (3) 認定農業者や新規就農者、農業法人や集落営農組織等、地域に根ざした担い手の育成と経営支援対策の推進
- (4) 農地制度対策、農畜産物の貿易自由化に伴う国内農業・農村対策等の農政対策の実施
- (5) 農政の普及推進及び農業・農村理解の促進等のための情報発信活動

II 事業の実施内容

1 農業委員会組織活動体制の整備・強化対策の推進

新制度に対応した農業委員会組織の体制整備・強化に資するため、農業委員・農地利用最適化推進委員による円滑な活動実施体制の構築、女性・青年等の農業委員会への参画促進、事務局体制の整備・強化等の取り組みを支援するとともに、農地利用の最適化に向け、農地中間管理機構との連携促進を図る。

2 農地法等に規定された業務等の実施

農地法に基づく農業委員会からの意見聴取への回答等、農地法その他の法令の規定により本会において実施することとされた業務について、現地調査の実施等を通じた厳正な処理を行うとともに、農業委員会における農地法関係業務の適正な処理について協力する。

3 農業委員会に対する支援事業の実施

新たな農業委員会制度に基づく農地利用の最適化に向けた農業委員会業務の効率的な実施等に資するため、農業委員会に対し次の支援事業を実施する。

(1) 農業委員会活動強化事業

担い手への農地の利用集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消対策等、農地利用の最適化に向けた取り組みを推進するため、農業委員や農地利用最適化推進委員等に対する研修の実施、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定及び実践のための助言・協力、農業委員会巡回による業務支援、活動優良事例等の情報提供等を行う。

また、「ひょうご農業委員会女性ネットワーク」、農業委員会職員が組織する「兵庫県農業委員会職員協議会」の活動を支援する。

(2) 農地情報利用効率化事業

農地台帳の整備・公表業務の円滑な実施等のため、農地パトロール等を通じた農地利用状況調査や利用意向調査の的確な実施を推進するとともに、担い手への農地情報の提供等農地情報の収集・活用についての研修の実施や農業委員会巡回による業務支援、情報提供等を行う。

(3) 農業者年金事業

農業委員会の農業者年金受託業務の適正な処理のため、研修会等を開催するとともに、新規加入者のより一層の確保を図るための特別推進活動等を実施する。

4 優良農地の確保と効率利用促進対策事業の実施

人・農地プランの策定・見直しの推進や農地中間管理機構との連携による農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等に資するため、次の事業を実施する。

(1) 優良農地確保・効率利用対策事業

ア 農地利用集積支援事業

農業委員や農地利用最適化推進委員等を対象とした会議・研修会の開催や県、農地中間管理機構と連携したモデル的な取り組みの推進等を通じて、地域の話し合いや農地の利用調整等にかかる農業委員会活動の活発化を図る。

また、農地情報公開システムの円滑な運営を図るとともに、法令の規定に基づき、農地に関する情報の整理及び提供等に関する業務を実施するほか、「農用地利用相談所」を設置し、農地の利活用の促進等のための相談活動の実施、農地情報等の提供を行う。

イ 耕作放棄地活用総合対策事業

農業委員会の農地パトロールの実施等による遊休農地の早期把握と有効活用等を推進するとともに、遊休農地の解消や特産物生産等の推進を図るため、先進的な取組事例の収集・提供活動等を実施する。

5 認定農業者・新規就農者等の担い手に対する支援事業の実施

認定農業者等の確保、集落営農の組織化や経営の法人化をはじめとする担い手育成等に資するため、次の支援事業を実施する。

(1) 担い手育成総合支援事業

認定農業者の育成・確保等を図るため、認定農業者等を対象とする研修会や地域農業再生協議会担当者会議等を開催する。

企業的感觉を持った地域のモデル経営体を育成する「ひょうご農業MBA塾」は、11年目を迎え、新たに現地研修や専門家による個別指導を取り入れて内容の充実を図る。

(2) 農業経営法人化支援総合事業

農業経営の法人化や集落営農の組織化等を支援するため、法人化をめざす認定農業者・集落営農組織等を対象にセミナー・相談会を開催する。

また、「農業経営相談所」を設置し、農業経営の諸課題について相談・指導・助言を実施するとともに、中小企業診断士や税理士、社会保険労務士等の専門家を派遣し、経営安定や法人化、農業者の就業改善等に向けて支援する。

(3) 地域力向上集落営農塾等開設事業

ア 新規組織化・広域化への取り組み支援

集落営農の組織化・法人化に向けたリーダーの育成や近隣集落と共同で行う集落営農の広域化に向けた取り組み等に対し支援する。

イ 後継者育成の取り組み支援

集落営農組織の後継者の確保を図る取り組みを支援する。

(4) 新規就農者確保対策事業

ア 新規就農コーディネート事業

将来の兵庫県農業の担い手となる新規就農者を育成・確保するため、「ひょうご就農支援センター」を設置し、地域就農支援センターが実施する新規就農者の育成・確保及び経営の安定化に向けた取り組みの支援、就農支援のためのコーディネート機能の充実・強化を図るとともに、支援情報の共有化を促進する。

イ 新規就農相談事業

「ひょうご就農支援センター」に相談員を設置し、就農支援関連情報の収集、新規就農希望者への情報提供・相談活動等を実施する。

ウ 新規就農者確保育成加速化事業

① ひょうご de 就農サポート事業

県外からの新規就農希望者に対するサポート機能を強化するため、東京及び大阪の新規就農希望者を対象とした臨時就農相談窓口の設置や説明会等を行う。

また、農業法人等による新規就農希望者の雇用・研修を支援する。

② ひょうごの農トライアル事業

農業法人等へのインターンを希望する新規就農相談者等の増加に対応するため、県内の先進的な農業経営者のもとでのインターンシップ研修の実施について支援する。

エ 雇用就農促進事業

雇用就農を促進するため、労務管理等に関する農業法人等への研修や個別指導、従業員向けセミナー等を実施する。

また、「農業法人ガイドブック」の作成並びに就農希望者と農業経営者のマッチングを支援し、新規学卒者等若い世代の雇用を促進する。

オ 農の雇用推進事業

農業法人等への就業を促進するため、全国農業会議所が実施する「農の雇用事業」の普及や事業実施にかかる現地確認等の業務を実施する。

カ シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業（新規）

50代の就農希望者向け対策として全国農業会議所が実施する「シニア世代の新規就農に向けた研修支援」の普及や事業実施にかかる現地確認等の業務を実施する。

キ 地域の担い手定着応援事業（新規）

新規就農者の育成・定着を図るため、独立・雇用就農者に対する地域ぐるみでの支援体制や青年農業士等による指導体制の構築を図るとともに、農業情報総合サイト（マイナビ農業）において新規就農者の増加につながる情報を発信する。

（5） ひょうごで輝く女性農業者活躍促進事業

農業分野での若い女性の就業を促進するため、就業チャレンジ相談やセミナー等を開催するほか、地域における女性農業者のネットワークの構築を推進し、女性グループ活動を支援する。

6 農業・農村の活性化のための普及推進活動等の実施

（1） 農地・担い手対策等の普及推進

農業・農村の活性化と持続的な発展に向け、農地対策、新規参入の促進等担い手確保対策、都市農業振興対策等についての普及推進を図る。

（2） スマート農業の推進

急速に発展するAI・IoT等の新技術が生産現場で広く活用されるよう、スマート農業の実用化に向けた技術実証等の農業関連施策の推進に努める。

（3） 施策改善等についての意見提出・要請活動等

農業・農村政策の確立並びに農畜産物貿易の自由化進展に伴う国内農業対策の充実に向け、農地利用最適化推進施策の改善についての関係行政機関等に対する意見提出や要請活動のほか、国民・県民の農業・農村理解を促進するための対策に取り組む。

7 農業に関する情報の収集・提供活動の実施

広く農業・農政及び農業委員会関係の情報の収集に努め、機関紙「兵庫農政情報」、農業委員会組織全国紙「全国農業新聞」等による情報提供を行う。

また、農地対策や農業委員会活動の基礎資料とするため、田畑売買価格や農作業料金等の調査を行う。

8 農業経営者組織等の活動支援事業の実施

農業者の自主的な組織である「兵庫県稲作経営者会議」、「兵庫県農業法人協会」、「兵庫集落営農組織ネットワーク協議会」等の事務局を担当し、その運営に協力するとともに、会員の経営確立の取り組みを支援する。

9 県農業活性化協議会等の活動への参画と地域協議会等への支援

県、農業団体等で組織する兵庫県農業活性化協議会、兵庫県農業経営法人化推進協議会等の活動に参画し、地域協議会等の活動を支援する。

10 (公社)兵庫みどり公社との統合・再編に向けた取り組み

両組織の統合・再編に係る合併方針・内容や合併契約等の策定については、農業委員会や農業関係団体の意見を十分聞きながら、理解促進と組織検討を進めるとともに、公益社団法人兵庫みどり公社及び県当局との協議・調整を経て、新法人設立を目指す。

11 その他

次の諸活動を行う。

(1) 顕彰の実施

各種顕彰会において優秀な農業者等に褒賞を授与するとともに関係機関・団体に褒賞を推薦する。

(2) 関係機関団体会議等への参画

関係機関団体に構成員として参画するほか、要請に基づきこれら関係諸会議に出席する。